

「政策の目標」	政策目標 6－2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進		(評価書 330 頁)		
評価意見					
評価基準ごとの審査			評価の判断理由等		
1 「政策の目標」の達成度			(達成度に係る評価の理由等) ODAについては、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組んだ。 円借款業務について、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、関係省と調整しつつ、相手国政府と協議の上、適切な円借款供与に取り組んだ。平成23年度は、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合等の趣旨も踏まえ、我が国の優れた技術を活用した形で、アジアを中心とする開発途上国の経済開発等を支援するために円借款を供与した。また、気候変動対策に資する円借款の供与にも取り組み、さらに、必要に応じて円借款制度を見直した。なお、国際協力機構（JICA）の海外投融資について、「パイロットアプローチ」の下、具体的な案件審査と制度設計等の手続きを進めた。 国際協力銀行（JBIC）業務については、「新成長戦略」に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等JBICに期待される新たな役割に対応するための機能強化及び日本政策金融公庫からの分離を定めた「株式会社国際協力銀行法」が、平成23年4月に成立し、5月に公布・施行された。また、平成23年8月には、外為特会のドル資金をJBICを経由して活用する「円高対応緊急ファシリティ」を創設した。 国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援については、アジア開発銀行（ADB）がアジアの低所得国向けの支援を行う基金であるアジア開発基金（ADFI）の第10次増資交渉の議論に積極的に参加した。さらに、中東・北アフリカ地域での改革の動きを踏まえ検討された欧州復興開発銀行（EBRD）の業務地域拡大のための議論に積極的に貢献した。 知的支援については、研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たって、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者や在外公館の財政経済担当者との意見交換を十分に行うとともに、事後に実施するアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努めた。 このように、円借款、JBIC及びMDBs等を活用して、途上国における安定的な経済社会の発展に資するための協力を積極的に推進している。また、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ、開発援助政策の立案に活かすためにMDBsとの政策協議・開発問題研究会を積極的に開催している。さらに、知的支援に関する研修・セミナーについても、人材育成支援及び国際協力の推進の観点から積極的に開催を行っている。よって、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。		
2 事務運営のプロセスの適切性、有効性、効率性			(事務運営プロセスに係る評価の理由等) (適切性) 円借款や国際協力銀行業務等の実施は、目標を達成するために必要な施策であり、適切であった。 (有効性) ODAの効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献したことから、有効であった。 (効率性) 国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めたことからおおむね効率的であった。		
3 結果の分析の的確性			(結果の分析の的確性に係る評価の理由等) 参考指標の設定は妥当であり、統計データの検証可能性も出所を明示することで担保されているため、結果の分析はおおむね的確に行われている。		
4 当該政策や、政策評価システムの運用の改善への提言			(今後の提言等) (政策の改善) 今後取り組むべき具体的な手段（円高対応緊急ファシリティの実施や、MDBsの運営への積極的な参画等）に言及している。		
講評 (平成24年6月 「財務省の政策評価の在り方に 関する懇談会」)					